

特定技能 飲食料品製造業分野に関するFAQ

特定技能 飲食料品製造業分野に関し、よくあるお問合せと回答を以下にまとめました。ご確認のうえ、特定技能制度を適正に活用いただくとともに、食品産業特定技能協議会への加入申請等の際は、不備がないようお願い申し上げます。

目次

- Q1：飲食料品製造業では、具体的にどのような業種が対象となりますか。
- Q2：特定技能外国人ができる業務は何ですか。
- Q3：スーパーマーケットのバックヤードは対象ですか。
- Q4：プロセスセンターは対象ですか。
- Q5：外食業のセントラルキッチン対象ですか。
- Q6：ブロック肉やハムを仕入れて、精肉加工を行っていますが、対象ですか。
- Q7：食鳥処理をしています、対象ですか。
- Q8：内臓肉を処理していますが、対象ですか。
- Q9：卵を仕入れて、包装（パック詰め）していますが、対象ですか。
- Q10：魚を仕入れて、刺身や切り身にしていますが、対象ですか。
- Q11：魚の簡易な加工（血抜き、活〆、はらわたの除去）は対象ですか。
- Q12：牡蠣の殻むきは水産加工業の対象ですか。
- Q13：野菜をカットしていますが、対象ですか。
- Q14：スーパーマーケットでそう菜の製造をしています、対象ですか。
- Q15：お弁当（そう菜）屋は対象ですか。
- Q16：給食事業で飲食料品製造業分野の対象となるのはどのような場合ですか。
- Q17：健康食品を製造していますが、対象ですか。
- Q18：飲食料品製造の請負をしています、対象ですか。
- Q19：パック詰め、検品、箱詰め、運搬業務に従事することはできますか。
- Q20：飲食料品製造業分野へ移行可能な技能実習の職種を教えてください。
- Q21：飲食料品製造業の技能実習修了者が特定技能に移行する際、技能実習時に従事していた職種でのみ移行可能でしょうか。
- Q22：食品産業特定技能協議会へ加入する際に、入会費や年会費などは発生しますか。
- Q23：食品産業特定技能協議会への加入手順を教えてください。
- Q24：食品産業特定技能協議会へ登録している事業者の会社名、代表者名、所在地、担当者、アドレス等の変更手続きを教えてください。
- Q25：食品産業特定技能協議会の退会手続きを教えてください。

Q 1 : 飲食料品製造業では、具体的にどのような業種が対象となりますか。

A : 日本標準産業分類（※ 1）のうち、主たる業務として、下記の分類を行っている事業所が対象となります。

中分類 09 食料品製造業
小分類 101 清涼飲料製造業
小分類 103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
小分類 104 製氷業
細分類 5621 総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）
細分類 5811 食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）
細分類 5861 菓子小売業（製造小売）
細分類 5863 パン小売業（製造小売）
細分類 5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）

- 食料品、飲料（酒類を除く）を製造・加工し、卸売する事業所^{※2}が対象となります。具体的には、畜産食料品、水産食料品、缶詰、漬物、調味料、パン、菓子、めん類、冷凍食品、そう菜、清涼飲料、茶・コーヒー等の製造業が含まれます。また、菓子、パンの製造と小売を一体的に行っている場合、豆腐・かまぼこ等加工食品小売業のうちの製造と小売を一体で行っている場合も対象となります。
- 令和 6 年 7 月 23 日より、総合スーパーマーケットと食料品スーパーマーケットが新たに対象となりました。ただし、店舗全体の業務（食料品小売業）が対象ではなく、バックヤードなどの食料品製造部門のみが対象となります。
- 酒類製造業、各種商品小売業（細分類 5621 を除く）、飲食料品小売業（細分類 5811, 5861, 5863, 5896 を除く）、飲食料品卸売業、塩製造業、医療品製造業、香料製造業、ペットフードの製造は対象となりません。

※ 1 日本標準産業分類（説明及び内容例示）については、以下を御参照ください。

(0911~1041) https://www.soumu.go.jp/main_content/000935526.pdf

(5621, 5811, 5861, 5863, 5896) https://www.soumu.go.jp/main_content/000935530.pdf

※ 2 製造業とは、製品の製造・加工を行い、卸売する事業者をいいます（軽度の加工（包装・梱包、洗浄、選別等）のみを行う事業所は製造業とはしない）。卸売とは、卸売業・小売業・産業用事業者販売すること、業務用に使用される商品の販売、同一事業者の他事業所への引き渡しをいいます。

また、自ら製造したものを店舗によらず個人へ販売する場合（製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合）には、製造業に分類されます。一方、自ら製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類されます。

Q 2 : 特定技能外国人ができる業務は何ですか。

A : 飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生）です。「飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工」とは、原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等をいいます。「安全衛生」とは、使用する機械に係る安全確認、作業者の衛生管理等、業務上の安全衛生及び食品衛生の確保に係る業務をいいます。

また、当該業務に従事する日本人が通常従事する関連業務（あくまで当該分野の製造・加工等に関連する業務のみ）に付随的に従事することは差し支えありません（Q19 もあわせて要参照）。

Q 3 : スーパーマーケットのバックヤードは対象ですか。

A : 総合スーパーマーケットや食料品スーパーマーケットがバックヤードで自ら食料品製造を行う場合に限り、対象となります。ただし、飲食料品製造業分野の特定技能外国人が就労できるのは食料品製造部門のバックヤードに限っており、レジ打ちや接客等の販売業務、自ら製造・加工した食料品以外の商品の陳列、品出し（補充業務）等は一切行うことはできません。

日本標準産業分類の細分類 5621, 5811, 5861, 5863, 5896 に該当しない小売業（百貨店、コンビニエンスストア、ドラッグストア、飲食料品小売業等）のバックヤードは対象外です。

また、総合スーパーマーケットや食料品スーパーマーケット等に出店しているテナントは対象外です。

Q 4 : プロセスセンターは対象ですか。

A : 小売業者や卸事業者等向けに納品する食品を製造・加工する事業所（いわゆるプロセスセンター）は、対象です。例えば、精肉加工、水産物加工、そう菜の

製造などを行う事業所が該当します。この場合、日本標準産業分類は以下に該当します。

0919	その他の畜産食料品製造業
0929	その他の水産食料品製造業
0999	他に分類されない食料品製造業

Q 5 : 外食業のセントラルキッチンの対象ですか。

A : 外食業の店舗での調理に代わり、料理品及び原材料の製造・加工をしている事業所（いわゆる集中調理施設、セントラルキッチン）は飲食料品製造業分野での対象となります。（日本標準産業分類：0999 他に分類されない食料品製造業）

なお、飲食店等の外食業のバックヤード（飲食店内の調理場）は、セントラルキッチンとはみなされません。また、セントラルキッチンが外食業の店舗と同一敷地内にある場合は同一事業所とみなされる（外食業とみなされる）ため、飲食料品製造業分野の対象外となります。反対に、外食業のセントラルキッチンでは外食業分野の特定技能外国人は就労できません。

Q 6 : ブロック肉やハムを仕入れて、精肉加工を行っていますが、対象ですか。

A : 小売業者や卸事業者等向けに納品するために精肉加工をする事業所は、対象となります。ただし、その事業所において製造・加工された製品の売上が、全体の売上の中で最も大きな割合を占めていることが条件です。（日本標準産業分類：0919 その他の畜産食料品製造業）

[参考]

○と畜業は対象外

と畜場は、日本標準産業分類の大分類 R サービス業（他に分類されないもの）中分類 95 その他のサービス業に分類され、飲食料品製造業分野の対象外となります。

ただし、食肉加工場に併設されていると畜場の業務のうち、食用に供する作業であれば、肉製品製造のための「原料の調達」と考えられるので、付随的に従事することは可能です。ただし、対象となる事業所は、その事業所において食肉加工により生産された製品の売上が全体の中で最も大きな割合を占めていることが条件です（と畜業としての売上が多い場合は対象外です）。

○部分肉加工業（枝肉から部分肉を製造）は対象（0911 部分肉・冷凍肉製造業に該当）。

○食肉加工品製造業（部分肉をひき肉等にし、加工品（ハム・ソーセージなど）を製造）は対象（0912 肉加工品製造業に該当）。

Q 7 : 食鳥処理をしています、対象ですか。

A : 対象となります。ただし、その業務の売上が全体の売上の中で最も大きな割合を占めていることが条件です。（日本標準産業分類：0919 その他の畜産食料品製造業）

Q 8 : 内臓肉を処理していますが、対象ですか。

A : 内臓を食用として分割・洗浄・整形した後、部位ごとにまとめてパッケージ又は加工品の製造等を行う場合は対象となります。ただし、その業務の売上が全体の売上の中で最も大きな割合を占めていることが条件です。

Q 9 : 卵を仕入れて、包装（パック詰め）していますが、対象ですか。

A : 洗浄（・消毒）後に選別、包装（パック詰め）し、小売業者や卸事業者等向けに納品する事業所（いわゆるGPセンター）は対象となります。ただし、その業務の売上が全体の売上の中で最も大きな割合を占めていることが条件です。（日本標準産業分類：0919 その他の畜産食料品製造業）

なお、洗浄や消毒が行われない事業所（選別や包装のみのパッキングセンター）は対象外です。

Q10 : 魚を仕入れて、刺身や切り身にしていますが、対象ですか。

A : 小売業者や卸事業者等（消費者を除く）向けに納品する水産加工品、例えば刺身、切り身等を製造する事業所は対象となります。ただし、その業務の売上が全体の売上の中で最も大きな割合を占めていることが条件です。（日本標準産業分類：0929 その他の水産食料品製造業）

ただし、消費者に直接販売する小売業(テナント出店しての販売も含む)は対象外(日本標準産業分類：5841 鮮魚小売業に該当)となります(総合スーパーマーケット及び食料品スーパーマーケットは除く)。

Q11：魚の簡易な加工(血抜き、活〆、はらわたの除去)は対象ですか。

A：その事業所(総合スーパーマーケット及び食料品スーパーマーケットは除く)が生鮮品の販売を事業とし、鮮度を保つために行っている場合は対象外です。

一方、その事業所が製造・加工を目的として、魚介類を加工している(水産食料品製造を行っている)のであれば対象となります(当該事業所で製品の製造・加工を行う前処理として「簡易な加工」を行うことは差し支えありませんが、その場合でも「簡易な加工」のみに従事することはできません)。

Q12：牡蠣の殻むきは水産加工業の対象ですか。

A：牡蠣を加工用として処理する場合は対象となる場合があります。

(自家取得した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は漁業となりますが、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業者がいるときは漁業の対象ではありません。鮮度を保つためではなく、加工用として処理する場合は水産加工業とみなされる場合があります。)

※牡蠣のむき身を冷凍する場合は、0925 冷凍水産物製造業に該当。

Q13：野菜をカットしていますが、対象ですか。

A：野菜を仕入れて、すぐに調理に使用できるようにカット(例えば、炒め用やサラダ用に)したものを、小売業者や卸事業者等向けに納品する事業所は対象となります。また、野菜を仕入れて、玉ねぎの皮をむく及び天地カット、山芋の皮むき等の加工をしたものを、製造業者、小売業者及び卸事業者向けに納品する事業所も対象となります。ただし、その業務の売上が全体の売上の中で最も大きな割合を占めていることが条件です。(日本標準産業分類：0999 他に分類されない食料品)

なお、野菜を仕入れて、キャベツを半分にカットしたり、しいたけの石づきをカットしたりするなど、軽微な加工を行う場合は、卸売業に該当するため対象外です。(日本標準産業分類：5213 野菜卸売業)

総合スーパーマーケット及び食料品スーパーマーケットにおいても同様に、軽微な加工にあたる場合は、品出しの一環とみなし対象外となります。

野菜を栽培し、同じ事業所内で軽微な加工を行う場合は、農業に該当するため対象外です。(日本標準産業分類：0113 野菜作農業)

Q14：スーパーマーケットでそう菜の製造をしていますが、対象ですか。

A： 総合スーパーマーケット及び食料品スーパーマーケット（スーパーマーケット等）のバックヤードにおいて、スーパーマーケット等が自らそう菜を製造・加工する場合は対象となります。

一方、テナント契約やコンセ契約をし、スーパーマーケット等の一区画で食料品の製造・加工及び販売をする場合は、日本標準産業分類 5895 料理品小売業に該当しますので対象外となります。

なお、そう菜製造のほか、青果物加工、鮮魚加工、食肉加工、ベーカリー製造がスーパーマーケットでの就労が認められる対象の業務となりますが、簡易な（軽微な）加工作業のみの場合は対象外となります。

Q15：お弁当（そう菜）屋は対象ですか。

A： お弁当（そう菜等）を製造し、小売業者や卸事業者等向けに卸売する事業所が対象となります。(日本標準産業分類：0996 そう（惣）菜製造業、0997 すし・弁当・調理パン製造業)

- 持ち帰り弁当のように、客の注文に応じ、その場で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所は、外食業分野の持ち帰り飲食サービスに該当するため、飲食料品製造業分野では対象外です。また、仕出し弁当、デリバリーのように客の求める場所に飲食料品を届ける事業所や、特定された多人数に食事を提供する給食施設は、外食業分野の配達飲食サービスに該当するため、飲食料品製造業分野では対象外です。(日本標準産業分類：77 持ち帰り・配達飲食サービス業)

- また、お弁当（そう菜等）を単に仕入れて、店舗で販売している場合は、小売業に該当するため対象外です。(日本標準産業分類：5895 料理品小売業)

Q16：給食事業で飲食料品製造業分野の対象となるのはどのような場合ですか。

A： センター方式により集中調理施設で専ら調理を行う調理機能だけに特化した独立した事業所においては、飲食料品製造業分野での受入れが可能です。

一方、学校給食の場合で自校方式の調理室や、医療・福祉施設の場合でその施設に併設された厨房は外食業分野の対象となり、飲食料品製造業分野では対象外です。

Q17：健康食品を製造していますが、対象ですか。

A： 食品扱いのもの（特定保健食品、栄養機能食品、栄養補助食品、機能性表示食品、健康補助食品、サプリメントなど）の製造であれば対象となります。ただし、その製品の売上が全体の売上の中で最も大きな割合を占めていることが条件です。

医薬品、医薬部外品、食品添加物扱いのものの製造は対象外です。

Q18：飲食料品製造の請負をしていますか、対象ですか。

A： 事業者の主たる事業が飲食料品の製造でなくとも、製造を請け負った先の事業所において、主として飲食料品の製造・加工を行っていれば対象です。ただし、この場合、業務請負契約が締結され、請け負った事業者（監督責任者等）からの業務における指示・命令が行われることが条件となります。労働者派遣やいわゆる偽装請負（請負契約はあるものの発注者から直接、業務の指示や命令をされるといった場合など）は、対象外となります。

また、製造請負契約や業務委託契約の名称等で契約を締結していても、実態が異なる場合は対象外となります。

なお、製造請負等を行っている場合は、食品産業特定技能協議会への加入審査の際に、関連する契約書（写し）を提出いただきます。

Q19：パック詰め、検品、箱詰め、運搬業務に従事することはできますか。

A： 関連業務であるパック詰め、検品、箱詰め、運搬業務に専ら従事することはできません。

なお、特定技能外国人と同じ業務に従事する日本人が関連業務として付随的に従事しており、この日本人従業員と同程度であれば、従事することは差し支えありません。

※「単に製品を選別するとか、包装の作業を行う事業所は製造業とはしない。」と日本標準産業分類の製造業の総説に記載されています。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000935526.pdf

Q20：飲食料品製造業分野へ移行可能な技能実習の職種を教えてください。

A： 試験免除で移行が可能な技能実習の対象職種は以下となります。

缶詰巻締、食鳥処理加工業、加熱性水産加工食品製造業、非加熱性水産加工食品製造業、水産練り製品製造、牛豚食肉処理加工業、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、パン製造、そう菜製造業、農産物漬物製造業

※いずれも技能実習 2 号または 3 号を良好に修了する必要があります。

Q21：飲食料品製造業の技能実習修了者が特定技能に移行する際、技能実習時に従事していた職種でないと移行の対象とならないのでしょうか。

A： 飲食料品製造業に該当する職種であれば、技能実習時の職種・作業にかかわらず、従事することが可能です（ただし、酒類製造は対象外となります）。

※例えば、技能実習ではパン製造を行っていた外国人材が、特定技能に移行した際に水産食料品製造業に従事することも可能です。

Q22：食品産業特定技能協議会へ加入する際に、入会費や年会費などは発生しますか。

A： 現時点では発生しません。

※制度改正や運用変更等により入会費や年会費の納入をお願いする場合がございますので、加入についてはよく検討いただくとともに、一度加入いただいた場合であっても特定技能外国人材の受入れ予定がない等においては速やかに退会手续をお願いします。

Q23：食品産業特定技能協議会への加入手順を教えてください。

A： 以下の農林水産省のホームページから申請を行ってください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/tokuteiginou.html#a3>

ウェブ申請後、協議会事務局から 1～2 営業日をめどにメールが届きますので、そのメールアドレス宛てに、誓約書（分野参考様式第 13-1 号または第 13-2 号）及び営業許可証のコピー、スーパーマーケット等においては「総合スーパーマーケット又は食料品スーパーマーケットにおける特定技能外国人の従事する業務に関する誓約書」を添付返信してください。この際、メール件名は変更せず（7 桁の番号が付されておりますので削除や修正などせず）に送付してください。

なお、分野該当性等に関する審査を行い、承認となった事業所につき協議会会長の確認が取れましたら、協議会会員であることの証明書をメールでお送りします。（協議会へ各種書類のご提出を受け付けてから、証明書の発行までに 1～2 か月程度かかりますので、余裕をもって申請してください。）

Q24：食品産業特定技能協議会へ登録している事業者の会社名、代表者名、所在地、担当者、アドレス等の変更手続きを教えてください。

A： 協議会のメールアドレスまで変更内容を御連絡ください。

Q25：食品産業特定技能協議会の退会手続きを教えてください。

A： 協議会のメールアドレスまでご連絡ください。退会届の様式をメールで送信します。

※協議会メールアドレス：kyougikai_1@maff.go.jp